

令和3年度地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日、令和元年10月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。天栄村の令和3年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

74,131千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

756,757千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

区分	事業名	令和3年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税交 付金(社会保 障財源化分)	その他
社会 福祉	総合社会福祉事業	19,153	0	0	80	2,803	16,270
	障害者福祉事業	137,913	97,816	0	0	5,893	34,204
	高齢者福祉事業	12,866	66	0	151	1,859	10,790
	児童福祉事業	239,980	75,709	0	23,620	20,670	119,981
	母子福祉・保健事業	9,097	2,959	0	0	902	5,236
	小 計	419,009	176,550	0	23,851	32,127	186,481
社会 保険	介護保険事業	98,875	5,648	0	0	13,701	79,526
	国民健康保険事業	50,707	28,444	0	0	3,272	18,991
	小 計	149,582	34,092	0	0	16,973	98,517
保健 衛生	後期高齢者医療事業	80,201	11,426	0	0	10,107	58,668
	保健衛生事業	75,605	83	5,900	226	10,199	59,197
	予防対策事業	32,360	16	0	193	4,725	27,426
	小 計	188,166	11,525	5,900	419	25,031	145,291
合 計		756,757	222,167	5,900	24,270	74,131	430,289

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

【用語解説】

社会保障施策に要する経費: 社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費

社会福祉: 生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめることを目的とした施策に要する経費
事例) 児童福祉、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉 など

社会保険: 保険的方法によって社会保障を行う制度の総称であり、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度
事例) 国民健康保険、介護保険 など

保健衛生: 国民の健康を保つための施策に要する経費
事例) 医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策 など